

ID: 143

担当部署: 都市整備課

処分の概要	撤去命令		
例規名 根拠条項	高根沢町放置自動車の処理に関する条例 第7条第1項		
例規番号	平成21年条例第24号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (撤去命令)</p> <p>第7条 町長は、前条の規定による指導を行ったにもかかわらず、所有者等が放置自動車を撤去しないときは、当該所有者等に対して、期限を定めて当該放置自動車を撤去するよう命ずるものとする。</p> <p>2 町長は、第4条第1項の規定による調査の結果、所有者等が判明しないとき、又は所有者等は判明したが、その者の所在が不明のときは、前項の規定による撤去命令を民法(明治29年法律第89号)第98条に規定する公示の方法により行うとともに、当該放置自動車に通告書を貼付するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日